



情報公開時における非公開情報の誤提供について

情報公開請求の請求者に対し、本来非公開とすべき情報の一部を公開した状態で交付したことが判明しました。

1 概要

令和4年12月28日、先に区職員が住民基本台帳法違反で逮捕された件に係る、区が収受した区長宛ての文書の情報公開請求（1件）に対し、窓口で請求者へ当該文書の写しを交付したところ、同日、請求者からの指摘により、本来非公開とすべき当該文書の発信者の氏名を公開した状態で交付を行ったことが判明しました。

2 区の対応

当日中に請求者に対して直ちに謝罪するとともに、当該文書について発信者の氏名が非公開とされている正しいものに差し替えました。

【岸本聡子杉並区長のコメント】

本来非公開とすべき当該文書の発信者の氏名を公開してしまうという事案が発生しました。当該個人情報の対象者及び請求者の方に深くお詫び申し上げるとともに、このような事案が二度と発生しないよう再発防止及び職員への指導を徹底してまいります。

【問い合わせ先】

政策経営部情報管理課 TEL 03-3312-2111（代表）